

掛川市監査委員告示第4号

行政監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

平成27年3月30日

掛川市監査委員 横山 茂 明

掛川市監査委員 鈴木 正 治

別紙

1 公表の範囲

平成26年度に実施した行政監査「補助金の交付に関する事務について」の結果において、指摘した事項に基づき講じた措置について通知を受けた内容

2 講じた措置の内容

【 企画調整課 】

指 摘 事 項 等	措 置 状 況	改善・検討等の年月日
<p>1 要綱の作成方法について 補助対象経費の範囲が不明瞭である。 食糧費執行基準の設定、完了報告時の領収書・視察行程表の添付義務化など明確な基準の作成及び要綱に詳細を掲載すること。 要綱に終期設定に関する追加記載を検討すること。</p>	<p>補助対象事業の明確化と補助金の適正な執行のために、各補助金交付要綱に次の項目を追加記載或いは運用を改善するよう指導する。</p>	<p>平成27年4月末までに通知発出予定</p>
<p>2 会計処理について 職員が事務局を努め、預かり金処理している補助金が約1割ある。交付団体への補助金収入の既得権化の助長、危機管理、事務負担軽減の観点から、早期に改善すること。</p>	<p>【担当課に通知等により指示する事項】 (1) 食糧費執行基準など補助対象事業費の詳細を設定すること。 (2) 補助金事業の終期を設定すること。長期継続交付している補助金は、必要性を厳格に検証し、継続の可否を終期前に検討すること。 (3) 完了報告時に当該補助事業に関する領収書の添付を義務付ける。</p>	<p>平成27年4月末までを要綱の改正期限として実施</p>
<p>3 事業完了報告書受付時の審査方法について 完了報告提出時の領収書等の添付義務付けが必要。公金充当の重要性を認識し、補助金の目的外使用阻止に厳格に取り組むこと。</p>	<p>(4) 団体総体の決算書に加え、補助対象経費のみの決算書を提出させること。 (5) 補助率10/10や定額補助で長期間継続している補助事業については、委託化或いは直接経費化を検討すること。</p>	
<p>4 「掛川市補助金見直し基準(平成23年3月1日施行)」について 見直し基準と各補助金要綱の整合を図るため、食糧費等補助対象事業費の</p>		

<p>詳細設定、完了報告時の領収書添付義務化など、要綱への記載を指示し、全職員に厳しい財政状況の浸透を図ること。</p> <p>長期継続交付している補助金は、真に必要なものか厳格に検証し、継続の可否を検討すること。</p>	<p>【企画調整課が実施する事項】</p> <p>(1) 上記指示事項に合わせて「補助金見直し基準」を修正する。</p> <p>(2) 新年度に補助金事業担当課に対して、「見直し基準」の遵守事項（要点）を通知し、新年度の補助金執行時に基準の遵守を徹底させる。</p> <p>(3) 「見直し基準」に添付されている評価書の様式を簡素化し、補助効果を評価する仕組みを確立する。</p>	<p>※基準の見直しは3月末、全庁通知は4月に実施予定。</p>
<p>5 補助効果の把握及び算定について</p> <p>イベント開催時の参加人数把握、抽出による事業実績の現地確認等、適切な評価を実施すること。</p> <p>企画調整課は、有効な評価実施と平準化のために共通評価様式の作成を検討すること。</p>	<p>【その他】</p> <p>(1) 補助金交付団体に替わり職員が事務局を努め、預かり金会計をしているものは、現金取扱に関するリスクと職員の事務負担を減らすこと、補助金と人件費(事務費)の二重投資になるので、出納局が今後予定している公金マニュアルの見直しに合わせて是正を促していく。</p>	<p>平成27年4月に出納局との協議を実施する予定</p>
<p>6 補助率について</p> <p>補助率10/10以内或いは定額としている補助金は、団体発展の妨げとならぬよう配慮し、市が必要施策として交付する補助金は委託化或いは自主事業としての位置づけを検討すること。</p>		
<p>7 翌年度繰越額について</p> <p>補助目的に対し補助金額相当の成果が得られているかについての検証や、翌年度補助金額の減額交付を検討すること。</p> <p>交付補助金額以上の繰り越しがある場合は、翌年度補助金は中止すること。</p>		
<p>8 その他</p> <p>交付団体総体の決算書に加え補助対象経費のみの決算書の提出を義務付けることで、現金の流れを明確にし、補助金の過払い防止に努めること。</p> <p>イベント開催経費は、開催年に必要額を交付し、非開催年は減らす等、現状に即した交付方法を検討すること。</p>		

【 福祉課 】

指 摘 事 項 等	措 置 状 況	改善・検討 等の年月日
<p>・対象経費が減額になっているにも関わらず、補助金額が当初決定のまま過払いされていたため、補助金返還を指導。</p>	<p>・財政課と協議を行い、更生援助事業補助金交付要綱第3補助の対象及び補助率(額)に基づき、補助基準額を超える額「9,575円」が返還対象となり、交付団体である「掛川市保護司会」へ補助金返還を指導した。</p> <p>・平成27年1月26日に掛川市保護司会より、返還金が納付された。</p>	<p>財政課との協議開始 H26.7.2</p> <p>補助金返還及び改善提案の決裁日 H26.12.15</p> <p>返還金の納入日 H27.1.26</p>